

令和六年十一月二十八日提出  
質問第三二一號

腐敗防止の国際協力に関する質問主意書

提出者  
櫻井  
周

## 腐敗防止の国際協力に関する質問主意書

グローバル化の進展に伴い、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等腐敗に関する問題は、持続的な発展や法の支配を危うくする要因として、もはや地域的な問題ではなく、すべての社会および経済に影響を及ぼす国際的な現象となっている。また、腐敗行為と組織的犯罪等その他の形態の犯罪との結び付きも指摘がなされるようになり、効果的に腐敗行為を防止するためには国際協力を含め包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が共有されるようになってきている。このような状況の下、国際連合において腐敗問題に対処するための包括的な国際文書の作成が検討され、二〇〇三年十月の国連総会において「腐敗の防止に関する国際連合条約」（国連腐敗防止条約）が採択され、同年十二月、わが国も署名を行った。その後、この条約は二〇〇五年十二月に発効したところ、わが国は二〇一七年六月の国内法の整備を待って、同年七月十日に同条約を締結、同年八月十日にわが国について効力が発生したところである。腐敗防止の国際協力を推進することの重要性に鑑み、以下質問する。

- 一 国連腐敗防止条約の締約国であるわが国が負っている条約上の義務は何か。
- 二 外務省ウェブサイトの「腐敗防止」のページでは「国際社会の主要メンバーである我が国としての貢献

が期待されています」との記載があるが、わが国に期待されている具体的な「貢献」とは何か。

三 腐敗防止の国際協力は、多国間の枠組みに加え、二国間の協力関係も重要であると考えるが、腐敗防止に関しわが国と二国間で具体的に協力を行っている国はあるのか、あるとすればその国名は何か。

四 国連腐敗防止条約の相互審査の仕組みに基づき、二〇二三年九月に対日審査報告書が採択されているが、そこで示された条約実施上の課題はどのようなものであり、今後日本政府はどのように対処していくのか。

五 腐敗防止の国際協力を推進することについて、政府の見解を明らかにされたい。  
右質問する。